

兵庫県立赤穂高等学校定時制課程生徒指導規程

令和4年4月1日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 本校生徒は、向学心に燃えた勤労生徒として高い誇りと、強い信念を持って、信頼と協力によって学業と仕事に精励しなければならない。

第2章 通学

第2条 通学には、常に公衆道徳、特に交通ルールを厳守し、安全を期さなければならない。
以下の指示に従わない場合には、許可を取り消すことがある。

1 徒歩

右側通行の励行。そのほか歩行者として守るべき規則は厳守しなければならない。

2 自転車

自転車通学する者は次の項目を厳守すること。

- (1) 指定の自転車置き場に整頓して置き、必ず鍵を掛けること。
- (2) 車体の点検・整備を完全にする。(ブレーキ・ライト・鍵等)
- (3) 安全運転を心がけ、交通ルール(二人乗り、傘・携帯電話・音楽再生機器等の使用禁止)を厳守する。
- (4) 夜間はライトを必ず使用する。
- (5) 事故に際して加害者となること等も勘案し、保険に入るよう努めなければならない。

3 原動機付自転車

(1) 原動機付自転車による通学は、原則禁止とするが、下記の条件を満たし、校長の許可を得た者に限り、原動機付自転車での通学を許可する。

ア 仕事の関係で、授業の始業時刻に間に合わない者

イ 本校在籍期間、通学に関する規程を守ることができる者

(2) 原動機付自転車での通学を希望する生徒が提出する書類は以下のとおりとする。

- ・「運転免許取得者登録書」・「保護者同意書」(成年は不要)・「原動機付自転車通学届」
- ・「誓約書(原動機付自転車)」・「任意保険証写し」

(3) 自動二輪車は許可しない。入学以前から取得している者は、入学時に免許証の写しを提出し、本校在籍期間は、自動二輪車の運転は認めない。

(4) 原動機付自転車での通学を許可された者は次の項目を厳守すること。

- ① 通勤・通学以外には使用しない。
- ② 任意保険には必ず加入する。
- ③ 指定された場所に整頓して置く。
- ④ 車体の整備を完全にする。(ブレーキ・ライト・マフラー等)
- ⑤ 法令に違反する原動機付自転車には乗らない。
- ⑥ 安全運転を心がけ、交通ルール(二人乗り、スピード違反、暴走・爆音行為等の禁止)を

厳守する。

- ⑦ 常に誓約事項を厳守し、他人に迷惑をかけぬよう、また自らの安全に注意しなければならない。

4 自動車

- (1) 自動車による通学は、原則禁止とする。
- (2) やむを得ず自動車での通学を希望する生徒は、所定の書類を提出し、職員会議にはかり、校長の許可を得なければならない。
- (3) 自動車での通学を希望する生徒が提出する書類は以下のとおりとする。
- ・「運転免許取得者登録書」・「保護者同意書」(成年は不要)・「自動車通学許可願」
 - ・「誓約書(自動車)」・「任意保険証写し」
- (4) 自動車での通学を許可された者は次の項目を厳守すること。
- ① 原則、通勤・通学以外には使用しないが、校長が認めた場合はこの限りではない。
 - ② 任意保険には必ず加入する。
 - ③ 指定された場所に整頓して置く。
 - ④ 車体の整備を万全にする。(ブレーキ・ライト・マフラー等)
 - ⑤ 法令に違反する自動車には乗らない。
 - ⑥ 安全運転を心がけ、交通ルール(スピード違反、暴走・爆音行為等の禁止)を厳守する。
 - ⑦ 行事等の関係で、駐車スペースがない場合は、自動車通学の禁止・制限があり得る。
 - ⑧ 車の貸し借り、本校生徒その他の同乗は禁止する。
 - ⑨ 常に誓約事項を厳守し、他人に迷惑をかけぬよう、また自らの安全に注意しなければならない。

5 補則

- (1) 通学は原則として届出している方法でなければならない。
- (2) 自転車・原動機付自転車・自動車を指定された場所以外に置いたり、通学途中に放置することを厳禁する。
- (3) 本条の規程に違反した場合は、通学許可を取消し、特別指導の対象とすることがある。
- (4) 原動機付自転車や自動車の車体を変更する時は「通学変更届」を提出し、校長の許可を得る。
- (5) 万一、事故が発生した場合は、速やかに警察に通報し保護者と相談の上、保険会社を通して事後処理を行う。

第3章 服 装

第3条 服装・身だしなみは、清楚で、学校に相応しいものにする。特に式典時は、頭髪を整え式典に相応しい服装(スーツ・男子はネクタイ)をする。

ただし、スーツの準備ができない者は、ブレザー・スラックス・ネクタイ(男子のみ)

又は中学時代の制服 ※夏季はブレザー・ネクタイの着用は不要

第4章 生徒心得

第4条 学校生活においては秩序を守り、礼儀と基本的な生活習慣を身に付け、生徒としての本分を尽くさな

ればならない。また、仕事に勤しみ、勤労生徒としての誇りを持つ。

1 学校生活について

- (1) 遅刻や早退、欠席をしない。やむを得ない場合は必ず連絡する。
- (2) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ないときは担任の許可を得る。
- (3) 登校、下校に際しては掲示板に注意し、校内の行事や諸活動を確認する。
- (4) 授業中、教室内の秩序を乱すような行為は絶対にしない。
- (5) 携帯電話は教室内では電源を切るか、マナーモードにし、授業中の使用は絶対にしない。
- (6) 試験中の不正行為や筆記具、消しゴム等の貸借はしない。
- (7) 暴力行為や威圧行為は理由の如何を問わず絶対にしない。
- (8) 法律や学校の規則で禁止されていることは絶対にしない。

なお、成年者の喫煙・飲酒については、校内では禁止する。

- (9) 清掃区域は責任をもって行ない校内を美しくすることに努める。また、ゴミを出さないよう努める。
- (10) 学校の施設、設備、校具などを大切に使う。
- (11) 貴重品は個人ロッカーに入れる等、保管には十分に注意する。
- (12) 紛失物や拾得物のあった場合は直ちに担任か係に届け出る。
- (13) 自転車、原動機付自転車、自動車などは必ず鍵をかけて所定の場所におく。
- (14) 諸会費の納入期日は厳守する。
- (15) 安全運転を心がけ、交通規則を厳守し、事故や違反のないようにする。
- (16) 運転免許の取得手続、通学手続、通学規程を厳守する。
- (17) 校内では、菓子、ジュース類の飲食を慎む。(特に、授業中は厳禁)
- (18) 服装・身だしなみは高校生として、相応しいものにする。特に式典の時は、頭髪を整え式典に相応しい服装(スーツ又は中学時の制服)をする。
- (19) 学校行事やホームルーム活動には積極的に取り組む。また、部活動にも積極的に参加し、心身を鍛えたり、礼儀作法を身につけたりする。
- (20) 校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。

2 生活習慣及び校外生活について

- (1) 目上の人、教師、先輩、友人などに礼儀正しくし、言葉遣いに気をつける。
- (2) 男女間の交際については広く異性を理解し、男女それぞれの立場と役割を自覚した上で、相互の人的成長を進めていくよう努める。
- (3) 未成年者の立入を禁止した場所には入らない。
- (4) 犯罪に巻き込まれるような携帯電話・パソコンの利用をしない。
- (5) 人の心を傷つけるような携帯電話・パソコンの利用をしない。
- (6) 事故や犯罪に巻き込まれるような交友関係を持たないようにする。
- (7) 他人の迷惑になる言動は慎む。
- (8) 規則正しい生活を送り、自らの健康管理に努める。
- (9) 23時以降の外出は絶対にしない。やむをえず外出するときは、保護者の許可を得る。
- (10) 薬物の使用は自分の体に合ったものを用法・用量を守って服用する。過剰な服用や友人間での譲渡しない。
- (11) その他、社会規範に照らして、不適切な行動が見られた場合、指導を行う。